

令和 5 年住宅・土地統計調査

調査事項に対する要望把握の結果及び対応（案）について

令和 3 年 7 月 20 日

総務省統計局
統計調査部国勢統計課

1. 調査事項に対する要望把握結果

各府省等及び地方公共団体に対し、令和3年4月～5月にかけて調査事項に対する要望把握を目的に実施したアンケート結果は下表のとおり（詳細：別添1，2参照）

		令和5年	平成30年	平成25年
新規調査事項		39	55	63
	各府省等	2	7	25
	地方公共団体	37	48	38
既存調査事項		780	320	320
	削除	622	195	148
	各府省等	0	3	0
	地方公共団体	622	192	148
	変更	158	125	172
	各府省等	1	9	10
	地方公共団体	157	116	162

既存調査事項の削除要望が前回調査比で約3倍増。傾向としては、世帯の未記入が多い項目（収入、面積）に対する削除要望が多く寄せられた。

2. 調査事項の見直しにおける基本的な考え方

1 統計法に定める公的統計の基本理念

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。

3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

2 新規項目を追加する際のポイント

- ① 当該項目の調査結果が“公表時点において”社会に“広く”必要とされていると見込めること
- ② 当該項目の調査結果が他の統計や行政記録等によっては代替できないものであること
- ③ 「事実」に関する報告を求めるものであること ※ 統計法(第2条第5項:「統計調査」の定義)
- ④ 基幹統計にふさわしい結果精度を得られる見込みがあること
- ⑤ 既存の調査項目と比べて同等又はそれ以上の優先度があること 等

3 既存項目を削減する際のポイント

- ① 調査・集計に投じるコスト(経費、労力、時間等)に見合った結果の利用が期待できないこと
- ② 基幹統計にふさわしい結果精度を得られる見込みがないこと
- ③ 新規に追加される項目に比して優先度が劣ること
- ④ 世帯の回答負担の軽減や、実査・審査・集計事務の効率化に寄与すること 等

3. 新規調査事項の要望（主なもの）及び対応（案）①

要望	可否	可否の理由等
【調査票甲・乙共通】-第2面(別添1 ⑨) ▶ 保育需要の増減予測の参考にし、保育所等の適切な整備計画の立案のため、転居の理由を追加	要検討	▶ 転居の理由については就業構造基本調査で把握可能ではあるが、前回調査の統計委員会答申における今後の検討課題を踏まえ、住居の移動要因については、調査票乙での追加の余地を引き続き検討 住宅・土地統計調査に係る検討課題について(抜粋) (3)調査票乙における「前住居の所在地」の継続把握に伴い、住居形態の変動と人の移動状況に係るより詳細かつ有用な分析に資する観点から、調査票乙において住居の移動要因を把握する調査項目を追加する余地について検討すること。
【調査票甲・乙共通】-第3面(別添1 ⑯) ▶ ヒートショック等の高齢者の家庭内における事故の未然防止・抑制を推進する観点から、浴室暖房乾燥機の設置状況について把握	要検討	▶ 住生活基本計画にヒートショック対策等の促進が明記されており、断熱性能の有する住宅の割合は成果指標に設定されていることから、政策的なニーズがある。(別添3 P3) ▶ 今後、調査事項の見直しの優先順位等を勘案し、総合的な見地から最終的な対応案を策定する。

3. 新規調査事項の要望（主なもの）及び対応（案） ②

要望	可否	可否の理由等
【調査票甲・乙共通】-第3面(別添1 ⑰) ▶ 地球温暖化対策に関する補助事業や施策展開の基礎資料とするため、省エネルギー設備等において、家庭用エネルギーシステムや電気自動車充電設備等、家庭用省エネ設備の有無を調査	要検討	▶ 住生活基本計画に長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックについての記載があり、家庭用省エネ設備の把握については、政策的なニーズがある。(別添3 P5) ▶ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組や地球温暖化計画の見直しについては、経済産業省、環境省、国土交通省で検討を進めているところであり、住調で新たに把握すべき家庭用省エネ設備の調査事項の有無について、国土交通省を通じて調整する。
【調査票甲・乙共通】-第4面(別添1 ⑳) ▶ 既存住宅状況調査(インスペクション)の全国的な把握及び普及に向けた効率的・効果的な施策の推進に向け、建築士等による劣化・不具合の調査の有無を追加	要検討	▶ 住生活基本計画に既存住宅流通市場の活性化についての記載があり、履歴等の整備された既存住宅の把握のために、既存住宅状況調査(インスペクション)の実施状況を調査することについては、政策的なニーズはある。(別添3 P4) ▶ しかし、世帯が既存住宅状況調査(インスペクション)の定義を正しく理解して回答することが可能か疑問が残るため、引き続き、要望元の国土交通省と調整する。 既存住宅状況調査 既存住宅の構造上主要な部分(基礎、壁 等)の状況について、既存住宅調査技術者講習(実施機関:5機関)を修了した技術者が既存住宅状況調査方法基準に従って実施する調査

3. 新規調査事項の要望（主なもの）及び対応（案） ③

要望	可否	可否の理由等
【調査票甲・乙共通】-第1面(別添1 ①) ▶ 介護(支援)を要する高齢者の住居に関する資料が必要であるため、世帯員の介護保険における要介護(要支援)認定の有無と等級の欄を追加	否	▶ 要介護者の有無については住生活総合調査で把握可能なため
【調査票甲・乙共通】-第3面(別添1 ⑩) ▶ コロナ禍を契機として、働き方やライフスタイルの変化がみられており、今後の住宅政策の検討のため、住宅におけるテレワーク設備の状況を把握したい。	否	▶ 住生活基本計画に職住一体・近接、在宅学習の環境整備の推進についての記載があるが、成果指標及び観測指標には設定されておらず、他の要望に比べ、優先度は低いと思われるため(別添3 P2)
【調査票乙】-第5面(別添1 ㉓) ▶ 空家対策の推進に資するため、世帯所有空家の管理方法、管理頻度及び当該空家の床面積、構造、階数を調査	否	▶ 世帯所有空家の管理方法、管理頻度及び当該空き家の床面積、構造については、空家所有者実態調査で把握可能なため ▶ また、当該空き家の階数の調査については、調査票の紙面上の制約から、追加は困難

4. 削除要望の多い既存調査事項及び対応（案） ①

世帯全員の1年間の収入(調査票甲・乙共通-第2面)

・ボーナス・残業手当など臨時収入 や配当金など財産収入 年金 なども含めます	100	100	200	300	400	500	700	1000	1500	2000
・仕送り金も収入とします	万円 未満	200 万円 未満	300 万円 未満	400 万円 未満	500 万円 未満	700 万円 未満	1000 万円 未満	1500 万円 未満	2000 万円 未満	万円 以上
・自営業の場合は 売上高ではなく 営業利益を記入してください	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

【主な理由】

- ▶ 回答者の忌避感が強く、未記入が多いため。
- ▶ 住宅・土地に関連する項目ではなく、前半にあると回答意欲を削いでしまう可能性があることから、後半への移行

【対応方針(案)】

- ▶ 調査票情報の二次利用申請における提供実績が高く、住宅の所有の関係や床面積等との相関関係の分析等、ニーズの高い調査事項であることから、削除することは困難
- ▶ 社会情勢の変化や記入者負担軽減の観点から、区分修正の可否や設問の順番について検討中

子の住んでいる場所(調査票甲・乙共通-第2面)

5 子の住んでいる場所

・子の配偶者も子に含めます	子はいない	子がいる			
・子が2人以上いる場合は 最も近くに住んでいる子について 記入してください	☐	一緒に住んでいる (同じ建物又は敷地内に 住んでいる場合も含めます)	徒歩5分 程度の場所に 住んでいる	片道15分 未満の場所に 住んでいる	片道1時間 未満の場所に 住んでいる
		☐	☐	☐	☐

【主な理由】

- ▶ 住宅・土地に関連する項目ではなく、必要性が感じられない。
- ▶ 子が住んでいる場所までの時間を聞く必要はない。

【対応方針(案)】

- ▶ 当該調査事項の目的は高齢単身世帯とその支援世帯がお互いに交流・援助しながら生活する環境の整備実態について把握するものであり、高齢単身世帯については年々増加傾向にあるところ
- ▶ 国民生活基礎調査で子の住んでいる「場所」を把握しており、代替可能か検討中

4. 削除要望の多い既存調査事項及び対応（案） ②

床面積、敷地面積（調査票甲・乙-第3, 4面）

1 床面積

※小数点以下は四捨五入してください

浴室

洗面所

玄関

食卓

キッチン

リビング

食事室兼台所
(DK・LDKなど)

洋室

廊下

和室

※着色された箇所が記入の対象になります
 ・アパート・マンションなどの共同住宅の場合は 専用の部分の床面積を「床面積の合計」欄にのみ書いてください

床面積の合計（延べ面積）

□

□

□

□

□

千

百

十

一

平方メートル

又は

□

□

□

□

□

千

百

十

一

坪

→

うち1階の床面積

□

□

□

□

□

千

百

十

一

平方メートル

又は

□

□

□

□

□

千

百

十

一

坪

2 敷地面積

・マンションなどの共同住宅や長屋建の場合は わね全体の敷地ではなく 住んでいる住宅の敷地相当分（区分所有分）について書いてください

□

□

□

□

□

千

百

十

一

平方メートル

(小数点以下は四捨五入)

□

□

□

□

□

千

百

十

一

坪

(小数点以下は四捨五入)

又は

□

□

□

□

□

千

百

十

一

坪

(小数点以下は四捨五入)

【主な理由】

- 把握していない世帯が多く、回答誤りや未記入が多いため。
- うち1階の床面積は必要性が感じられない。

【対応方針(案)】

- 住宅・土地の基本的な属性に該当する調査事項であることから、削除は困難
- また、うち1階の床面積は、住宅の建築面積の算出に利用している。
- 回答誤り又は未記入に対する地方事務負担軽減の策については、引き続き検討を行う。

台所の型（調査票甲・乙-第3面）

13 台所の型

- 2 か所以上ある場合は あなたの世帯が 普段使用している台所について記入してください
- ワンルームマンションのように居住室が1 室だけの 住宅で 間仕切りされていない台所（流し）が 付いている場合は 「その他」とします

独立の台所 (K)

○

他の用途と兼用の台所

食事室兼用 (DK)

○

食事室・居間兼用 (LDK・LK)

○

その他

○

他の世帯と共用の台所(流し)

○

【主な理由】

- 資料への活用方法が不明のため、必要性が感じられない。

【対応方針(案)】

- 当該項目は、住生活基本計画における最低居住面積水準及び誘導居住面積水準の判定に活用されているため、削除は困難

4. 削除要望の多い既存調査事項及び対応（案） ③

現住居の名義、所有地の名義（調査票乙-第3, 4面）

10 現住居の名義

※所有地分は除く

あなたの世帯の世帯員
（世帯主を含む）
他の世帯の世帯員又は
法人など共同で所有
（その他
住居又は生計を
ともにしていない者）

あなたの世帯の
世帯員の持ち分
パーセント
（%）
（12欄へ）

22 所有地の名義

あなたの世帯の世帯員
（世帯主を含む）

他の世帯の世帯員
又は法人など
共同で所有

あなたの世帯
の世帯員の
持ち分

パーセント
（%）

（その他
住居又は生計を
ともにしていない者）

【主な理由】

- ▶ 必要性が感じられない。
- ▶ 乙のみの調査事項であり、市町単位の集計結果がないため。

【対応方針(案)】

- ▶ 住調においては、同居していない配偶者や親の名義の住宅に住んでいる場合も持ち家又は所有地としていところであり、世帯における住宅・土地の持ち分割合を含めた所有状況を把握するために必要な項目であるため、削除は困難

現住居の敷地以外に所有する農地、山林（調査票乙-第8面）

Ⅲ 現住居の敷地以外に所有する農地

1 市区町村目 ☐ 農地が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください。
☐ 面積については、あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください。

39 農地の所在地
・政令指定都市の場合は、区名まで書いてください

40 面積の合計
（小数点以下は四捨五入）
平方メートル

2 市区町村目

2 市区町村目 ☐ 農地を2市区町村以上所有する場合のみ記入してください。
・政令指定都市の場合は、区名まで書いてください

39 農地の所在地
・政令指定都市の場合は、区名まで書いてください

40 面積の合計
（小数点以下は四捨五入）
平方メートル

Ⅳ 現住居の敷地以外に所有する山林

1 市区町村目 ☐ 山林が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください。
☐ 面積については、あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください。

41 山林の所在地
・政令指定都市の場合は、区名まで書いてください

42 面積の合計
（小数点以下は四捨五入）
平方メートル

2 市区町村目

2 市区町村目 ☐ 山林を2市区町村以上所有する場合のみ記入してください。
・政令指定都市の場合は、区名まで書いてください

41 山林の所在地
・政令指定都市の場合は、区名まで書いてください

42 面積の合計
（小数点以下は四捨五入）
平方メートル

【主な理由】

- ▶ 必要性が感じられない。
- ▶ 農林業センサスで把握可能な項目と思われる。

【対応方針(案)】

- ▶ 農林業センサスは生産を目的とした農地及び山林を把握しており、生産を目的としていない世帯所有の農地、山林は対象としていないため、削除は困難
- ▶ 国土交通省において、行政記録情報の活用の可能性について検討を開始しているため、次々回調査に向けた検討事項としたい。

4. 削除要望の多い既存調査事項及び対応（案） ④

敷地に接している道路の幅員（建物調査票）

(7) 敷地に接している 道路の幅員					接していない
2 m 未満	2 ～ 4 m 未満	4 ～ 6 m 未満	6 ～ 10 m 未満	10 m 以上	

【主な理由】

- ▶ 必要性が感じられない。
- ▶ 調査員の目視による判断が困難である、危険が伴う。
- ▶ 調査票甲・乙への移行

【対応方針（案）】

- ▶ 住宅とその周辺の安全性・利便性などの観点から、道路の幅員の現状を明らかにするために必要な項目であること、建築基準法において、道路の幅員に関する規定があり、その達成状況について、把握・分析していく必要があるため、削除は困難

5. その他 既存調査事項の検討

通勤時間(片道)(調査票甲・乙-第2面)

4 通勤時間(片道)

自宅・
住み込み

15分未満

15分～
30分未満

30分～
45分未満

45分～
1時間未満

1時間～
1時間30分未満

1時間30分～
2時間未満

2時間以上

【主な理由】

- ▶ 全国家計構造調査などで調査しているため。
- ▶ 住宅・土地に関連する項目ではないため。

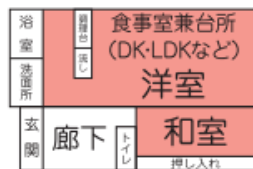
【対応方針(案)】

- ▶ 調査票情報の二次利用申請における提供実績が少なく、ニーズの乏しい項目
- ▶ 社会生活基本調査や国民生活基礎調査で通勤時間を把握しており、代替可能か検討中

居住室(調査票甲-第2面、調査票乙-第3面)

8 居住室

室数の合計及びその畳数



※着色された箇所が記入の対象になります

- ・同居世帯がある世帯では 同居世帯が使用している室も含めます
- ・同居世帯では 使用している室数の合計とその畳数を書いてください
- ・食事室兼台所(ダイニング・キッチン)は居住室に含めますが 流しなどの部分を除いた広さが3畳に満たない場合は含めません

室数の合計 → 畳数

(小数第1位まで)

(小数点以下は四捨五入)

又は 平方メートル

【主な理由】

- ▶ 廊下やトイレ等を除く畳数又は面積は、記入者が把握しておらず、未記入が多いため。
- ▶ 居住室数のみでよいのではないか。

【対応方針(案)】

- ▶ 居住室の畳数(又は平方メートル)については、不動産登記情報に記載がないことから、世帯側の回答が困難な項目である上に、「11 床面積」と重複感もあり、削除要望の高い項目
- ▶ 「10 1か月の家賃又は間代及び共益費又は管理費」/「8 居住室」の畳数(又は平方メートル)により算出する「1畳あたりの家賃」は、内閣府所管の国民経済計算において、住宅賃貸料の算出に利用されているところだが、「11 床面積」により算出する「1㎡あたりの家賃」により代替が可能か、内閣府と調整中